

第5章 次世代を担う海事人材の確保・育成

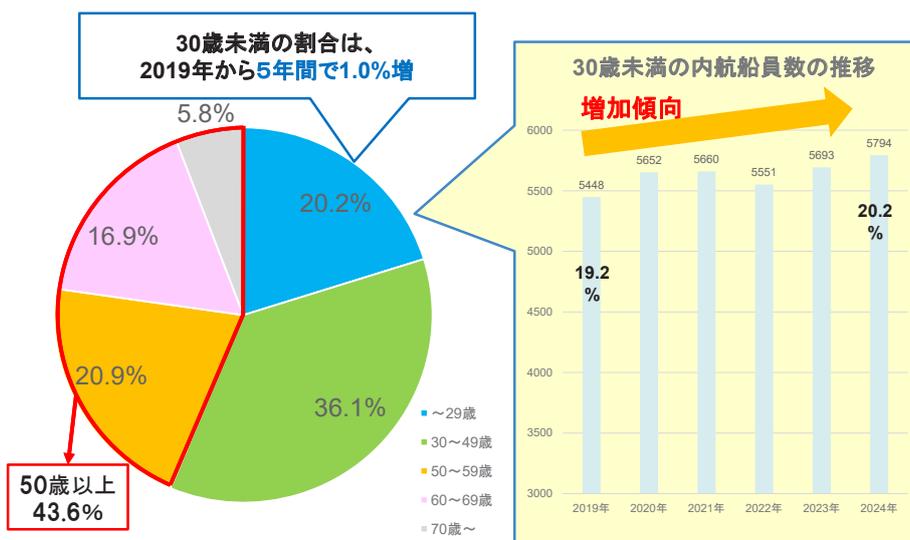
1 海事人材

海事産業は我が国にとって必要不可欠な基盤であり、それを支える人的基盤をより充実させ、強化することは極めて重要である。国土交通省では、本章に記述する取組を通じ、海運・造船・海洋開発の各分野について、海洋立国日本の要となる海事人材の確保・育成を強力に推進している。

2 船員

1. 船員の現状

内航船員は、50歳以上の割合が2024年で43.6%と全体の4割以上を占める状況にあるが、若年船員確保のための取組が進められ、30歳未満の船員数が、2019年に5,448人（全体の19.2%）であったものが、2024年には5,794人（全体の20.2%）となり、近年は若年層が徐々に増加している。外航船員は、経済安全保障の観点から一定数の日本人船員の確保・育成が必要であり、2024年には2,095人と、近年はほぼ横ばいとなっている。なお、内航・外航日本人船員約3万人のうち女性船員数は945人となっている。



資料) 国土交通省海事局調べ (2024年10月1日現在)
我が国に所在する船舶所有者 (内航貨物・内航旅客) に雇用されている船員 (外国人を含む。) の年齢階層別割合。

図表5-1 内航船員の年齢構成 (2024年)

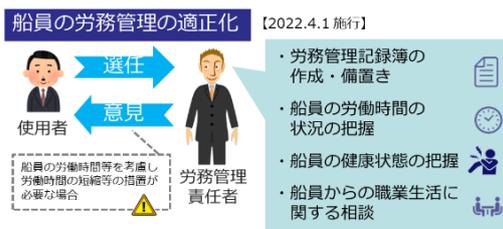
2. 船員の働き方改革

今後も海上輸送を担う優秀な人材を継続的に確保していくため、交通政策審議会海事分科会船員部会において「船員の働き方改革」に関する議論が重ねられ、2020年9月、「船員の働き方改革の実現に向けて」がとりまとめられた。

これを受けて、船員の働き方改革を実現し、若手船員の定着を図るため、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律 (海事産業強化法)」により改正された船員法等が2023年4月1日に完全施行され、船員の労務管理の適正化や船員の健康確保を図るための新たな制度が開始された。

1 船員の労務管理の適正化 (2022年4月～)

船舶所有者に対して労務管理責任者の選任、船員の労働時間の状況の把握等を義務付け



船員の健康確保

○全ての船舶所有者 【2023.4.1 施行】
健康検査結果に基づく健康管理

○常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- ・産業医による健康管理等
- ・長時間労働者への面接指導
- ・ストレスチェック

2 労働時間規制の範囲の見直し (2023年4月～)

航海当直の引継ぎや操練に係る作業を労働時間規制の対象とするよう見直し



多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

▲ 「船員の働き方改革」に係る新たな制度

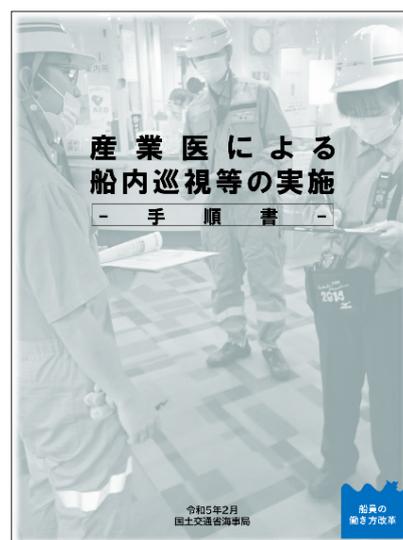
3 船員の健康確保 (2023年4月～)

- ・常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対して産業医の選任、長時間労働者への面接指導及びストレスチェック制度の導入等を義務付け
- ・船舶所有者に対して健康検査結果に基づく健康管理を義務付け

国土交通省では、これらの制度の実効性が確保され、船員の働き方改革が実現されるよう、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」や「船員向け産業医選任・活用マニュアル」等を作成し、国土交通省HPの特設サイトに公表するなど積極的に情報発信を行うとともに、地方運輸局への相談窓口の開設による相談体制の充実を図ってきた。

こうした取組に加え、船員不足が深刻化している中で、多様な人材を海上労働市場に呼び込み、将来にわたって船員を確保していくためには、海上労働の職場そのものの魅力を高めることが重要であることを踏まえ、「船員法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第32号)では、快適な海上労働環境の形成のための措置を講ずることを船舶所有者に促す仕組みを導入することとした。国土交通省としては、新たな仕組みの適切な運用に向けた取組をはじめ、船員の働き方改革の取組事例の横展開

や、積極的な情報発信により関係者間のさらなる理解醸成を図る等、船員の働き方改革の実現に向けた取組を実施していくこととしている。



▲ 船員の健康確保に関する各種ガイドライン等



【船員の働き方改革】



【船員の健康保険】

▲ 国土交通省HP特設サイト

船員法等の一部を改正する法律について

国土交通省では、深刻化する船員不足等に対応していくため、2024年4月に学識経験者等から成る「海技人材の確保のあり方に関する検討会」を立ち上げ、将来にわたって安定的に船員を確保・育成していく方策について幅広く御議論いただき、同年12月に中間とりまとめが行われました。

上記検討会の中間とりまとめの方向性に沿った対応策を講じる「①船員不足の深刻化への対応」に加え、国際条約の発効に合わせ国内法を整備する「②国際的な規制強化への対応」、船員手帳への記載、押印を前提とした手続を見直す「③船員行政手続のデジタル化への対応」への措置を講ずる「船員法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会に提出し、2025年5月14日に公布されました。

船員法等の一部を改正する法律(令和7年5月14日公布)の概要

1. 船員不足の深刻化への対応

- 地方公共団体による無料の船員職業紹介事業を創設【船員職業安定法】
 - これまで禁止してきた地方公共団体による無料の船員職業紹介事業を解禁
- 船員募集情報提供事業を位置づけ【船員職業安定法】
 - 求人情報サイト等で船員の募集情報を提供する事業を法律上に位置づけて、報告徴収等の規定を適用できることとする
- 募集情報の的確表示を義務付け【船員職業安定法】
 - 船員の募集情報を取り扱う者に対して、虚偽表示や誤解を生じさせる表示の禁止等の措置を義務付け
- 快適な海上労働環境の形成に係る努力義務の導入【船員法】
 - 船舶所有者に対して、快適な海上労働環境(※)の形成のための措置を講ずる努力義務を導入。国が指針を策定(※)船内の職場環境・居室環境・通信環境等

※「海技人材の確保のあり方に関する検討会」中間とりまとめに基づく法律改正

2. 国際的な規制強化への対応 【STCW-F条約締結への対応】

- 海技資格制度の見直し(特定漁船に係る乗組み基準)【船舶職員及び小型船舶操縦者法】
 - 一定規模以上の漁船(特定漁船※)に、船長又は航海士として乗り組む船員は、次の要件を満たす必要がある旨を新たに規定
 - ①必要な乗船履歴を有すること
 - ②漁ろう操船講習の課程を修了したこと
 - 一定の漁船において、2年以上の海上航行業務経験 又は 漁獲物の曳網、揚網などが漁船の傾斜や復元性に及ぼす影響
 - 漁業練習船において、1年以上の海上航行業務経験 等 漁具に危険を及ぼす恐れのある水中障害物についての知識 等
- 非常時における安全衛生確保のための訓練実施に係る規定整備【船員法】
 - 船舶所有者に対する、非常時における安全衛生を確保するための訓練(基本訓練)の実施義務に係る規定を整備
 - 基本訓練：①生存技術、②消火技術、③応急手当、④その他事項(一定の船員は、①②での実技講習・5年毎の能力維持証明が必要)
- 外国漁船の監督に係る規定整備 (Port State Control)【船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法】
 - 我が国に入港する外国漁船が、STCW-F条約が求める要件等に適合しているか立入検査できることとする
 - 不適合である場合には、是正命令・航行差止等を行えることとする

3. 船員行政手続のデジタル化への対応

- 船員手帳への記載・押印を必要とする手続規定の見直し【船員法】
 - 船員手帳への船長による記載・国土交通大臣による証印について、それぞれ電子書面・電子証書の交付で代替することを可能とする

3. 船員の安全衛生に関する取組

船舶に備え付けるべき医薬品・医療衛生用具の最低基準を定めた衛生用品表について、医薬品・医療技術の進展等を踏まえたものとするため、「衛生用品表の見直しに関するワーキンググループ」において、2024年3月に報告書を取りまとめた。本報告書を踏まえ、備え付けるべき医薬品等の一部見直しのため衛生用品表告示(平成7年運輸省告示第801号)を改正し、同年10月から適用した。

4. 確保・育成に関する取組

船員の働き方改革と並行して、海運業界への船員就業を促進するための取組として、内航海運事業者と求職者等のマッチングのため、就職面接会や退職海上自衛官を対象にした説明会(海技者セミナー等)を開催しているほか、合同面談会を通じて中小外航海運事業者への就業を目指す若年者を対象にキャリア形成支援(外航日本人船員(海技者)確保・育成スキーム)を実施している。海技者セミナーは、船社側の応募者数が増えており、ブース数を超えるほどの応募となっている。また、海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた内航海運事業者等による船員の計画的な雇用・育成への支援(船員計画雇用促進事業)を実施しているほか、6級海

技士短期養成課程において、内航船員を目指す船員未経験者の乗船実習のために社船（実習の場）を提供する協力事業者への支援（内航船員就業ルート拡大支援事業）を実施している。このほか、女性船員の活躍を推進する事業者の取組事例集の発信や女性船員等による座談会の開催により、事業者や女子学生に対して積極的に情報発信を実施している。

また、STCW条約に基づき、船舶に乗り組み、その運航において安全又は汚染防止任務に携わる船員については、基本訓練（生存技術、防火及び消火、初歩的な応急手当並びに個々の安全及び社会的責任の訓練）を実施する必要があり、その一部の訓練については実地での訓練が必要なところ、国土交通省では、現在、当該訓練実施機関への働きかけを行う等、受講環境の整備に努めており、2024年度は3つの実施機関が新設され、合計14機関で実施している。

SECOJ
外航日本人船員（海技者）を目指すみなさんへ
2025年度 合同面談会のご案内

東京会場 6月7日(土)
東京都立産業貿易センター台東館 7F 展示室
東京都台東区花川戸2-6-5
東京メトロ銀座線「浅草駅」から徒歩5分都営地下鉄浅草線「浅草駅」から徒歩8分

広島会場 6月14日(土)
広島国際会議場 B2F 中会議室
広島市中区中島町1-5 平和記念公園内
JR広島駅より路線バス「平和記念公園」下車すぐ
広電「袋町」又は「原爆ドーム前」から徒歩10分

大阪会場 6月15日(日)
たかつガーデン 8F たかつ
大阪市天王寺区東津守町7-11
近鉄「上本町駅」から徒歩3分
市営地下鉄「谷町九丁目駅」から徒歩7分

いずれの会場も開催時間は11:30～16:00(受付は11:00～15:30)

【主催】外航日本人船員（海技者）確保・育成協議会
一般社団法人日本船主協会 国際船員労務協会 全日本海員組合 国土交通省事務局 SECOJ 公益財団法人日本船員雇用促進センター

▲ 外航日本人船員（海技士）確保・育成スキーム（合同面談会）ポスター



▲ 海運事業者による就職説明会（海技者セミナー）

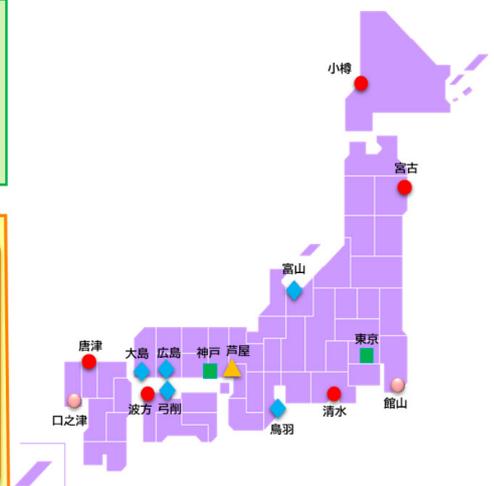
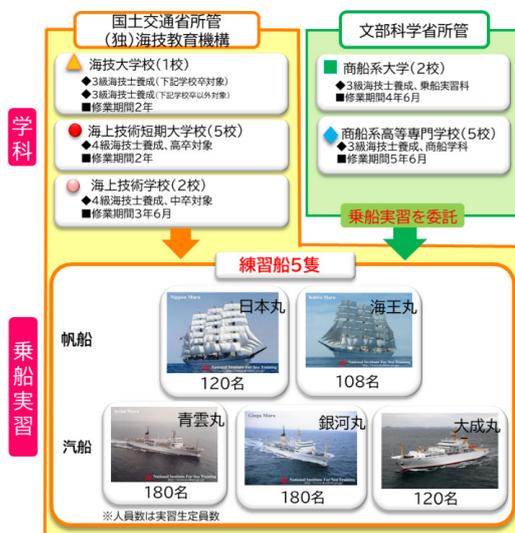


▲ 海事産業における女性活躍推進の取組事例集

5. 海技教育機構における取組

独立行政法人海技教育機構（JMETS）は、船員の確保・育成を目的として全国に8校の船員教育施設を持ち、帆船を含む5隻の大型練習船を運航する日本最大級の船員養成機関である。

大型船舶の船舶職員になるためには、国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格し、海技免許を取得する必要がある。学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施できるJMETSは、船員養成機関の基幹的役割を果たしている。



◀ 図表5-2 船員養成機関の概要

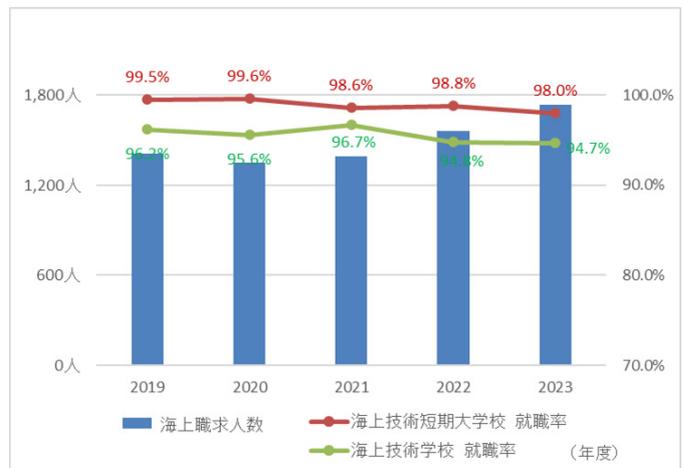
● 船員の教育・訓練

内航船員に必要な4級海技士資格取得の養成機関として、高校相当の海上技術学校（2校）及び海上技術短期大学校（5校）がある。現在JMETSでは、必要な教育を効率的・効果的に行えるよう教育体制の見直しを進めており、これまでの航海・機関両方の資格を取得する両用教育から専科教育へ、海上技術学校から海上技術短期大学校への移行を段階的に実施しているところである。2024年4月、唐津海上技術学校を海上技術短期大学校（航海専科）へ移行し、電子海図情報表示装置（ECDIS）等の知識・操作技術の習得が可能な教育体制を構築した。海技大学校においては、国際条約に対応した講習の実施や、先進的技術の実用化に向けた船舶運航に関する高度な学術研究などを実施している。また、大型練習船5隻を活用し、上記8校のほか、文部科学省所管の商船系高専・大学7校の学生等に対し、国際条約や国内法に基づいた航海訓練を一元的に実施している。

● 就職支援等

JMETSでは、海運事業者等からの求人を本部で一括して受理し、在校生及び卒業生に対し就職のあっせんを行うとともに、地方運輸局が開催する合同企業説明会を活用するなど、船員として就職するための支援を行っている。近年、新卒者の海運業界への就職率は高水準で推移している。

JMETSは、これらの取組を通じて、今後も関係機関等との連携のもと、船員を安定して輩出し、我が国船員の確保・育成に寄与することが期待されている。



◀ 図表5-3 海上求人数と就職率の推移

3 水先人

「水先人」とは、船舶交通の混雑する港や交通の難所とされる水域である「水先区」において船舶に乗り込み、その港の水域事情を船長に助言するなどして、船舶を安全かつ速やかに導く者をいう。

1. 水先人の現状

主な供給源である外航日本人船長の減少による将来的な水先人不足に対応するため、2007年に等級別免許制を導入し、船長経験を要しない二級・三級水先人免許を創設したことで、現在は、若年水先人が増加している。水先人の免許を取得するためには、等級に応じて必要な乗船経験を有した上で、国土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設の課程の修了と国家試験の合格が必要である。現在、登録養成施設である独立行政法人海技教育機構海技大学校水先教育センターにおいて、必要な知識を習得するための座学教育や、操船シミュレータを用いた実習教育を行っている。2013年12月に同センターが設置されて以降、2025年4月1日時点で延べ704人が修了し、水先人の免許を取得している。

2. 確保・育成に関する取組

水先人の確保・育成は極めて重要であることから、国土交通省では、2015年4月に「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」を設置し、団塊世代等の水先人の大量廃業による後継者確

保や、中小規模水先区における免許取得支援等、様々な課題への対策について検討を行っている。

また、2021年度には、より効果的・効率的な教育等の実現を図る観点から、水先人養成等におけるオンライン・デジタル化の具体的な方策についても検討を行い、水先教育センターでは、2022年10月よりオンライン方式による講義を開始した。

4 造船業の人材

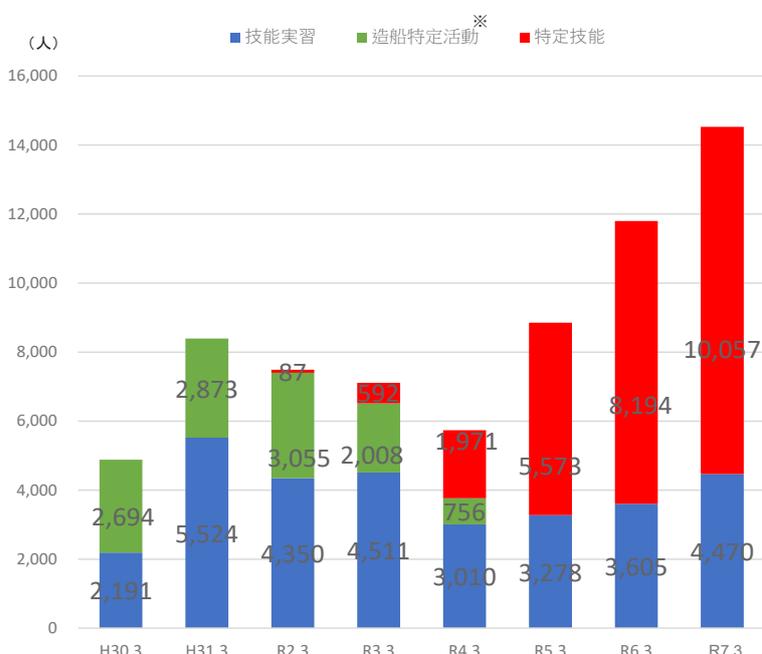
我が国で建造された船舶は、省エネ等の性能や品質の面で世界の顧客（船主）から高く評価されている。こうした高性能・高品質の船づくりを支えているのは、高度な専門技能を身につけた現場で溶接・ぎょう鉄・塗装などを行う技能者と、顧客の多様なニーズに応える設計や新船型の研究・技術開発を行う技術者である。今後も造船業が地域の雇用や経済、我が国の安定的な海上輸送の確保に貢献し続けるためには、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組を一層強化することが不可欠である。

これまで、造船業が盛んな地域における人材確保・育成の取組を後押しすべく、造船教員の養成プログラム作成や造船コースを有する工業高校向けの造船新教材作成など、地域における造船教育の体制強化に資する取組を実施してきた。2022年4月からは工業の科目として「船舶工学」が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施されているところ、引き続き産学官で連携して造船教育の普及・充実に取り組むことが重要である。

造船業・船用工業において、年々、人手の不足が顕在化していることを踏まえ、国土交通省では、国内人材の確保・育成に向けて、業界団体や教育機関等と連携し、各地域単位での産学官連携による人材育成の取組や、船舶産業全体としての魅力の向上・発信の取組を推進している。

また、現場を支える技能者の安定的な確保に向けて、造船・船用工業分野においては、一定の専門性・技能を有する特定技能

外国人の受入れを実施しており、2025年3月末現在で、約10,000人の特定技能外国人が活躍している。さらに、多能工化する業界の実態を踏まえ、2024年3月29日の閣議決定により、業務区分について従来の6業務区分を「造船」、「船用機械」及び「船用電気電子機器」の3業務区分に再編するとともに、外国人が従事できる職種・作業範囲を拡大したところである。引き続き関係者と連携しながら国内人材の確保・育成に取り組むとともに、2027年施行予定の育成就労制度も見据え、外国人材の円滑かつ適正な受入れに努めていく。



図表5-4 外国人労働者等の推移

(※) 造船特定活動は2022年度に終了（新規受け入れは2020年度末に終了済）。

(出典) 技能実習及び造船特定活動は国交省調べ（造船業のみ）。特定技能は入管庁調べ（造船業・船用工業の速報値）。技能実習は各年4月1日時点。造船特定活動及び特定技能は各年3月31日時点。外国人に係る数値は在留数。